

# 令和3年度 旧松山管内 生徒指導夏季研修会 実施報告書

1 日 時 令和3年7月29日（木） 13：30～15：50

2 場 所 松山市青少年センター

3 講演内容

【第1部】13：35～14：30

- ・演題 『子どもを被害から守る～私たち大人にできること～』
- ・講師 愛媛県警察本部人身安全対策・少年課 専門員係長 笹山 さやか 氏

## (1) 非行概況と被害の現状

少年の検挙補導人数は全国も愛媛県も右肩下がりで年々減少傾向にある。しかし、子どもの性被害については、**SNS被害児童数、性的虐待通告児童数の増加**が見られる。さらに、様々な事情から事件化に至らなかったり、身体的虐待で一時保護後に性的虐待を打ち明けるケースのように統計上実際を反映していなかったりする部分もあり、**実数はもっと多い**と考えられる。

## (2) 少年問題を「被害」という観点から見る

ここ数年、家庭内で性的虐待被害に遭った子どもへの支援が続いた。また、県下的に若年での妊娠、出産が相次いだ。「性」に関して、何かよくない大きな波が子どもたちに押し寄せてているという危機感を抱いていた。性的虐待の被害に遭った子どもたちは、長期間被害を受け続けたというケースが多く、初めは加害者をかばったり、家族を守ろうとしたりする場合が多い。しかし、加害者からの呪縛が解け、自分がされたことの真の意味に気付いたとき、本当の被害の影響が出て、将来長きに渡って彼らを苦しめる。そういう子どもが一人でもいてはいけないと思っていた。

令和2年6月に政府の関係府省会議で**「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」**が決定された。令和2年から3年間を集中強化期間として、法務省、警察庁、内閣府、文科省が連携して施策に取り組んでいる。文科省は子どもたちの性被害防止教育に取り組んでいる。また、教員の性犯罪履歴をデータベース化するという新たな法律も成立した。この方針について、社会全体で更に理解を深め、取り組んでいく必要がある。

また、非行少年の背景には、虐待、いじめ、家庭の養育機能不全など、被害体験といえるものが多くみられることを、経験上の実感として持っていた。近年、幼少期の逆境体験、トラウマ体験がその後の人生に及ぼす影響について研究が進み、犯罪・非行心理の分野でも盛んに研究され、実感として持っていたことが科学的に実証されてきている。これらのことから、「被害を被害のまま放置せず、適切にケアする必要があるのではないか」と考えた。

## (3) 加害の裏にある被害

少年院在院者への調査によると、約8割に家庭での虐待体験があった。第三者からの性的被害体験は男子で約2割、女子では6割もあった。**非行少年に対する虐待や性被害の割合が非常に高い**。被害当時にしてほしかつたことを尋ねると、「話を聞いてほしかった」32.1%、「相手を止めてほしかった」29.8%、「つらい体験をしていると気付いてほしかった」28%、「自分の



〈写真1 講演の様子1〉

話を信じてほしかった」15.6%であった。被害を打ち明けられたとき、聞いている側が動揺して、嘘であってほしい、信じたくないとの思いから、「本当に?」「勘違いじゃないの?」「大げさに言ってるんじゃないの?」などと返してしまうことがある。子どもたちは大人のそういう態度に更に傷付いてしまう。

#### (4) 愛媛県の被害の現状

性的虐待として通告している事案のうち、被害期間が5年以上のケースが27.3%、1年以上被害に遭い続けているケースが54.5%と、発覚した時には既に長期に渡って被害を受けている現実がある。被害に遭っていた子どもたちは、「被害を申告したら家族の仲が悪くなる。だから自分が我慢すればいい」「このことが明るみに出て家族が崩壊したら兄弟姉妹がいじめられるのではないかと心配」などと考えて、長い間誰にも言えずにいた。経験上の印象として、小学校の時から被害に遭い続け、中学生や高校生になって発覚するケースが多い。低年齢で被害を受けるため、自分がされていることが犯罪被害だと認識できない。「どこの家でもしていること」「誰にも言ってはいけない」「お前がかわいいからしている」などと洗脳される。また、大好きなお父さんから、よく遊んでくれるおじさんから、信頼している先生からの行為を拒否するという考え方など浮かばないまま、被害が始まる。性被害は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身に長期に渡る深刻な影響を及ぼす。**「One is too many.」性暴力被害は一人でも多すぎる。**前述の政府の方針が出される原動力となったフレーズである。

#### (5) 「大切なあなたへ」～愛媛県警察本部少年サポートセンターの取組～

これまで警察で行う非行防止教室などでは、「〇〇はダメ」と禁止事項を伝えることが多かった。今回、新たに作成した「大切なあなたへ」という講話は、「命を大切に」というメッセージを伝えるもので、命を傷付けるものとして、「いじめ」「性の問題（性的虐待）」「犯罪・非行」を取り上げ、事例を通して**登場人物の背景や心情を想像させ、聞いている子どもの心に訴えかける**ことを目指している。非行も被害も、一部の人だけのことではなく、人の痛みを想像し、自分自身のこととして考えてほしい、そして被害を打ち明けられずに苦しんでいる子どもがいるのであれば、少しでも早く誰かに相談してほしい、そういう願いを込めて作成した。



〈写真2 講演の様子2〉

#### (6) 最後に

何らかの被害に遭っていると打ち明けることは、とても勇気がいること。子どもは「この人になら分かってもらえるかも」と思う人に恐る恐る打ち明けている。**学校の先生は、子供と過ごす時間も長く、子どものことをよく知っている大人。子どもの訴えを一番初めに受け取る機会もある**と思う。非行で施設入所していた子どもが「小学校の時にいじめられていて、先生に言ったら、お前が悪いと言われて、もう大人に相談しようとは思わなかった」と言って大粒の涙を流したことがある。**初めに話を聞く大人の対応はとても大切。子どもの心にずっと残る。**

**加害防止のためにも、被害防止に取り組む必要がある。**子どもの傷付きに早く気付き、少しでも早く被害を食い止め、回復の手伝いをしていくことが私たち大人にできることであり、すべきことなのではないか。

## (7) お知らせ

- ア 今回紹介した「大切なあなたへ」は、中学生、小学校高学年児童くらいを想定しているが、学年やその時の子どもの様子に応じて、言葉遣いや内容をアレンジすることが可能。問い合わせは少年サポートセンター笹山氏まで。
- イ 学校の先生向けの講話も準備している。被害状況を子ども用より詳しく紹介しており、効果的な言葉掛けや逆に傷付けてしまう可能性のある言葉など、子どもから被害を訴えられたときの対応のポイントも盛り込んでいる。校内研修等に呼んでいただければありがたい。
- ウ 少年サポートセンターでは、今回紹介したもの以外にも、「薬物乱用防止教室」「非行防止教室」「情報モラル教室」など様々な教室を実施している。

連絡先 愛媛県警察本部少年サポートセンター

(089) 934-0110 (愛媛県警察本部代表電話)

※「少年サポートセンターへ」と伝える。

【第2部】14:45～15:45

- ・演題 『「不登校ゼロ」の実現を目指して～校内サポートルーム・登校ナビゲーターの取組～』  
・講師 松山市立久米中学校 教諭 坪田 朋也 氏

### (1) 不登校の現状

全国における不登校児童生徒数は増加傾向にある。愛媛県においては、温かい信頼関係に基づく**支持的風土のある学校・学級経営**の推進、早期発見・早期解決のための**定期的なアンケート調査**の実施、担任教師やスクールカウンセラーや外部相談員による**教育相談の充実**、家庭訪問を中心とした継続的な対応、ケース会議等による関係者の共通理解の下での**組織的な対応**などの取組により、1,000人当たりの不登校出現率は低い水準にある（表1）。

しかし、近年はその要因や背景の多様化等も相まって、全国同様、増加傾向である。加えて、年度内に登校を再開又は断続的に再開した児童生徒は、平成27年度以降、3割～4割程度にとどまっており、半数以上の児童生徒は不登校を翌年度に持ち越している。

（表1 不登校出現率）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
不登校児童生徒数	1,099人	1,192人	1,178人	1,390人	1,509人
出現率(愛媛県)	10.5人	11.4人	11.4人	13.5人	14.9人
出現率(全国)	12.6人	13.5人	14.7人	16.9人	18.8人
順位	9位	9位	3位	3位	5位

※「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)」から  
※ 順位は出現率が低い順

### (2) 不登校児童生徒への具体的支援に係る国の動向

ア 平成27年1月

文科省小中局長の諮問機関として不登校に関する調査研究協力者会議が設置され、平成28年7月発表の最終報告において、不登校児童生徒に対する**支援の最終目標は、将来の社会的自立を目指すこと**であり、そのために学校が果たす役割は大きいことが示された。

イ 平成29年3月

「教育機会確保法（平成28年12月公布。）」に基づく基本指針が定められた。本指針において、支援に際しては、**学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すこと**、不登校児童生徒の多様な状況に

応じたきめ細かい支援を行う等の観点から、地域の実情に応じ、教育委員会や学校とフリースクール等の民間の教育団体等とが連携し、相互に協力、補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行うことの重要性が示された。

ウ 令和元年10月

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導等を受けている場合及び自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の**指導要録上の出席扱い等について、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること**の必要性が示された。

(3) 不登校児童生徒等への新しい支援の仕方

福祉・心理・教育の面から（図1）、支援を必要とする子どもや家庭に連携して支援にあたっている。令和3年度より不登校やその傾向にある児童生徒の支援に力を入れるため、松山、今治、西条、各市の計4中学校をモデル校に指定し、「校内サポートルーム」を新設した。不登校生徒の支援や指導に経験豊富な教員各1名を「登校ナビゲーター」（図2）として配置した。サポートルーム専属のICT支援員とともに2年間様々な取組を行い、3年後の各校での取組につながる支援のモデルを模索中である。

(4) 校内サポートルームとは

「社会的自立」へ向けた具体的支援、「不登校ゼロ」実現に向けた**愛媛県独自の不登校対策の確立**、不登校又はその傾向にある生徒への**支援に特化した取組**を行うことを目的として設置された。

登校できるが、教室に入ることができない児童生徒にとっては、「学校内の**安心**できる場所」「自分のペースに合わせて**成長**できる場所」として、また、自宅に引きこもっている児童生徒にとっては、ICTを活用して「自宅でも**学びの保証**ができる場」「自宅から外部との**つながり**を保つための場」として、児童生徒の社会的自立へつなげる役割を担う。（図3）

(5) 久米中学校校内サポートルーム「ていれぎ教室」

ア 環境整備

教室とは別校舎に位置し、通室生徒用の靴箱も別に設置。生徒机、個人用タブレットPC（保管庫あり）、ZOOMやメール用PC、テレビ放送受信用の大型テレビ。教室内を仕切ることができるようパーテーションを設置。



〈図1 支援の全体像〉



〈図2 登校ナビゲーターの役割〉



〈図3 サポートルームの意義〉

## イ 支援計画と記録

- (ア) **個別の支援計画シートやステップアップシート**を作成して、ケース会議で共有する。
- (イ) **個別の活動記録シート**を作成し、登校ナビゲーターから学級担任へ毎日ミライムで送信する。
- (ウ) **毎月の通室日数やZOOM支援日数の一覧表**を作成し、月末にミライムで全教職員に送信する。

## ウ サポートルーム内での学習支援の方法

- (ア) ステップアップファイル（図4）を活用した目標の可視化。（達成シールの活用）
- (イ) 毎日1時間、5教科担当教員による個別の教科指導。
- (ウ) 教科書、ワーク、生徒が持参した参考書等を使った個別指導。
- (エ) 4教科の実技を伴う学習の見学や別枠での参加。

## エ サポートルーム内での活動例

- (ア) 教科学習（自習、個別指導形式）
- (イ) 実技教科に関する活動（美術：モダンテクニック、レタリング 保体：バドミントンや卓球、球技など 技術：本棚作りなど）
- (ウ) 読書、イラスト(塗り絵)、折り紙、オセロ、けん玉
- (エ) PCを使った学習や活動
- (オ) 教育相談

## オ ICT等を活用した校内での支援

- (ア) サポートルームでPCを使った学習  
eライブラリ、NHK for school、実験などの動画、プログラミング（スクラッチ）、タイピング練習、進路調べなど

### (イ) ZOOM支援

eライブラリ、NHK for school、実験などの動画

### (ウ) メール支援

アドレスを開設し、生徒や保護者と教育相談等。

※ 夏季休業中にサポートルーム専用スマートフォンが配備され、LINE等を使った教育相談やZOOM支援、保護者との相談などを開始予定。

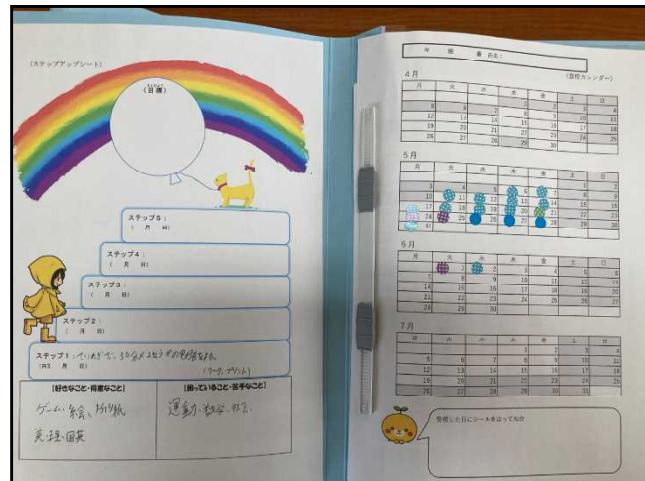
## カ ICT等を活用した自宅へ引きこもっている生徒への支援

### (ア) ZOOMを使った支援（1回30分程度 予約制）

画面共有によるeライブラリを使った学習支援、生徒が準備した参考書等を使った学習支援、教育相談、進路相談等

### (イ) メールを使った支援

教育相談、悩み相談、学校の様子などの情報提供、資料の送付、ZOOM支援の連絡調整、保護者からの相談等



〈図4 ステップアップファイル〉



〈図5 ICT活用の方向性〉

(6) からのICT支援（図5）

東予の2校ではビデオ撮影した授業をサポートルーム内で視聴できたり、録画した授業をメールで個別に配信したりしている。また、サポートルームにオンラインで授業映像が流れて視聴できるようになっている。松山市の2校でも、録画した授業をサポートルーム内のみで視聴できるように市教委と協議中である。

(7) 不登校の要因

ア 学校に関わること

**集団生活への不適応**（発達障害、自分が他者からどう思われているかが気になる）、**入学・進級時の不安**（特定の友人と別々となり新しい人間関係を築けない、教師に対しての不信感）、**学業不振**（進級するごとに学習面の遅れが気になり、目標を見失う）など

イ 家庭に関わること

保護者の精神的不安定など（関係機関に相談）

ウ 本人に関わること

**生活のリズムの乱れ**（SNSやゲームに夢中になり昼夜逆転、オンライン上にない他者との関わりを必要としない、学校再開後もリズムを取り戻せず休校前のように登校できないなど）

(8) 教育相談の際に気を付けたいこと

ア 姿勢（腕組み、足組み、のけぞるはダメ→威圧の態度）

イ 視線（相手の目の周辺に視線を合わせる→目を見て話すと言葉が出にくく）

ウ 表情（柔らかく相手を受け入れるように）

エ うなずき（相手が話した内容を聞いているというサイン）

オ 声（トーンは低く、ゆっくり、はつきり）

(9) 最後に

ア 話をしっかりじっくり**聴く**。まずは本人の考えを優先する。

イ 過去～現在を**分析し、情報共有**後、役割分担をして**組織的な対応**を。

ウ **足を運ぶ**。情熱をもって支援にあたる。

エ 学校は辛いことや苦しいこともあるけれど、支えてくれる先生や仲間がいるから頑張れる「お

**もりい場所**」であるべき。子どもたちの笑顔が見られる、家に帰って「今日も楽しかったー！」

と言える、思える学級、学年、学校づくりを。

オ 一番大事なのは、目の前の全ての子どもを大切に思う「**情**」ではないだろうか。